

第1章

四半期報告書制度の廃止に伴う 金商法等改正に係る政令・ 内閣府令案等のポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士
有限責任 あずさ監査法人
公認会計士

山田 桂子
秋本 祐哉

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士
有限責任 あずさ監査法人
公認会計士

谷古 忠司
加藤 巳希

【この章のエッセンス】

- 四半期報告書制度の廃止に関連する関係政令・内閣府令等の改正案が公表された。
- 四半期(連結)財務諸表は、第1種中間(連結)財務諸表に改正される。
- 従前の中間(連結)財務諸表は、第2種中間(連結)財務諸表に改正される。
- 第1種中間(連結)財務諸表が含まれる半期報告書は、改正前の第2四半期(連結)財務諸表が含まれる第2四半期報告書と同程度の記載内容となる。
- 施行日は2024年4月1日の予定である。

はじめに

金融庁は、2023年12月8日、「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案」等(以下、「本改正案等」という)を公表した。本改正案等は、2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年法律79号)(以下、「改正法」という)のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定を整備するためのものである。本改正案等の一覧および主な内容は図表1のとおりである。本改正案等で用いられている一部の

名称は仮称であり、企業会計審議会等における議論の結果を踏まえ、名称が変更される可能性がある。

本章では、本改正案等の概要および実務ポイントを解説する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

本改正案等の公表の経緯

2022年6月および12月に公表された金融審議会ディスクリージャーワーキング・グループ(以下、「DWG」という)報告において、金融商品取引法(昭和23年法律25号)上

の四半期報告書(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」する方向性が示されるとともに、「一本化」の具体化における各論点の方向性が示された。

その後、改正法が2023年11月に成立し、四半期報告書(第1・第3四半期)が四半期決算短信に「一本化」されることが確定した。改正法による改正後の金融商品取引法(以下、「改正金商法」という)では、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務づけることとし、四半期報告書の提出に関する規定が削除された。改正金商法における半期報告書の記載事項および提出期限については、次々頁図表2の区分ごとに規定されている。

これらを踏まえ、金融庁は、関係政令・内閣府令等の規定を整備するために本改正案等を公表した。

政令案の概要

政令案では主に、金融商品取引法施行令(昭和40年政令321号)(以下、「金商法施行令」という)の規定の整備が提案されている。主な内容は、以下のとおりである。